

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章（第11部関連）</p> <p>1. 第61類から63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について</p> <p>衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的效果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS 6 桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。<u>また、製品の性状から、表裏の別なく使用することが客観的に確認できるもので、いずれの面も製品に特性を与えていると認められる場合には、双方の面を製品の表側の生地として取り扱う。</u></p> <p>【対象となる協定等】 シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定、英国協定</p> <p>2～6 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章（第11部関連）</p> <p>1. 第61類から63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について</p> <p>衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的效果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS 6 桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。</p> <p>【対象となる協定等】 シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定、英国協定</p> <p>2～6 （同左）</p>